

規定

第1条 （元利金の返済方法）

1. 利息は、借入日の翌月から受験生応援ローン契約書記載の約定返済日に後払いするものとし、毎回の元利返済額は均等とします。
 - (1) 利息は、借入残高×年利率×1/12で計算します。
 - (2) 借入日から初回返済日までの利息は、年365日の日割計算とします。
 - (3) 最終返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額と異なります。

第2条 （元利返済額等の自動支払）

1. 借受人は、各約定返済日（返済日が組合の休日の場合は、その翌営業日）までに返済金相当額を給与控除等により借入金返済口座に預け入れておくものとします。
2. 組合は、約定返済日に通帳、払戻請求書によらず借入金返済用口座から払戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、借入金返済用口座の残高が毎回の元利返済金額に満たない場合には、元利金の一部の返済にあてる取扱はせず返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金相当額の預け入れが約定返済日より遅れた場合には、組合は元利返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。

第3条 （損害金）

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対して、年14.6％の割合(1年を365日とし日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。

第4条 （期限前の全額返済義務）

1. 借受人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借受人はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条に定める方法によらないで、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借受人が返済を遅延し、組合から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - (2) 借受人が退職したとき、または組合員資格を喪失したとき。
 - (3) 借受人が電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 借受人が破産、民事再生手続き開始の申立をしたとき、または申立を受けたとき。
 - (5) 借受人が住所変更の届出を怠るなど借受人の責めに帰すべき事由によって組合に借受人の所在が不明となったとき。
2. 次の場合には、借受人は、組合からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条に定める方法によらないで、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借受人が組合取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 借受人が支払いを停止したとき。
 - (3) 借受人が仮差押え、差押えまたは仮処分をうけたとき。
 - (4) 借受人が返済用口座の解約手続をしたとき。
 - (5) 借受人が給与控除等により返済用口座へ入金された返済金相当額を、毎月25日(休業日の場合、翌営業日)の約定返済日より前に返済用口座から引き出したとき。
 - (6) 融資実行後の自宅宛て簡易書留(転送不要)郵便が不着(届け出の住所に居住しない)となったとき。
 - (7) 前各号のほか、借受人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第5条 （組合からの相殺）

1. 組合は、本契約による債務の期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したときは、本契約による債務と、借受人の組合に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。

第6条 （費用の負担）

借受人に対する権利の行使、解除または保全に関する費用、その他本契約に基づき必要となる一切の費用は、借受人が負担するものとします。

第7条 （反社会的勢力の排除）

1. 借受人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト(疑いのある場合を含む。)等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的また第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
2. 借受人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借受人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借受人との取引を継続する事が不適切である場合には、借受人は組合からの請求があり次第、本契約に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借受人に損害が生じた場合にも、組合に何らの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、借受人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第8条 （管轄裁判所の合意）

本契約に関して訴訟の必要を生じたときは、組合の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第9条 （本契約の変更）

組合は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、組合のホームページにおける公表その他相当な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

1. 変更の内容が借受人の一般の利益に適合するとき。
 2. 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- 以上

< 留 意 事 項 >

- 融資の利用目的は個人の消費性借入で、事業性の借入でないこと
- 受験生応援ローン契約書には借受人が自署捺印すること
- 借受人は借入金額に応じた収入印紙を貼付すること
- 本件借入申込が、認められないこともあること
- 定年退職までに完済しない借入申込はできないこと
- 融資書類の送付は、全て自宅宛てとなること
- 受験生応援ローンの借入が残っている場合、追加借入はできないこと
- 繰上返済は全額一括返済のみの取扱いとなること
- 一括繰上返済を行った場合、再度の借入は、翌月以降となること
- 返済金は借入金返済用口座から口座振替の方法により支払うこと、また、繰上返済を行う場合の支払うべき金額についても、同口座からの口座振替による支払とし、預金払戻請求書は省略すること
- 新規組合員の出資金(2,000円)は、融資金の中から充当すること
- 融資金を本人が指定する他行宛てに振込む場合
 - ・融資金は一旦全額を返済用口座に入金する
 - ・提出を受けた融資金全額の預金払戻請求書により、出資金、振込手数料、印紙貼付がない場合の印紙代及び初回給与控除が間に合わない場合の初回返済金を差引いた残金を指定の他行口座宛てに振込む
 - ・初回返済金は返済用口座に入金する
- 氏名、住所、印鑑、電話番号、取引を行う目的や退職時等、組合に届け出た事項に変更があった時は、直ちに、書面で変更内容を届け出ること
- 非対面(郵送受付)時の取扱い
 - ・融資実行前に確認の電話が職場の本人宛てに入ること
 - ・実行後の書類返却は簡易書留(転送不要)となること
 - ・万が一、郵便物が届かない場合は、期限の利益を喪失し、一括返済を行うこと